

国立大学改革・研究基盤強化推進補助金交付要綱

令和4年5月6日
文部科学大臣決定

(通則)

第1条 国立大学改革・研究基盤強化推進補助金（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、国立大学のガバナンス強化、人事・給与制度改革、教育研究組織の再編など、変化し続ける社会の在り様に応じた高水準の教育研究を遂行するための国立大学改革及び研究基盤強化を強力に推進する取組に対し必要な経費を補助することにより、国立大学が高度な教育研究活動を通じて社会の課題解決を主導し、社会変革の駆動力となるなど、国立大学の戦略的かつ自律的な経営改革の実現に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、国立大学法人が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分は、設備備品費、人件費、事業推進費その他大臣が認めた経費とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする国立大学法人は、大臣が別に定める期日までに、交付申請書（様式1）を提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請しようとする国立大学法人は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経

費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 大臣は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、交付決定通知書(様式2)により速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付の申請をした者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 交付の申請が文部科学省に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(申請の取下げ)

第6条 前条の通知を受けた国立大学法人は、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に対して不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して30日以内に交付申請取下げ書(様式3)を提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第7条 国立大学法人は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(補助事業の変更)

第8条 国立大学法人が、補助事業の内容及び補助対象経費の区分ごとの配分額を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式4)を大臣に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助事業の目的を変えずに、次に掲げる軽微な変更を行おうとする場合についてはこの限りではない。

(1) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合

- (2) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の区分ごとの配分額を、交付決定額の 50 パーセント以内で増減する場合
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附すことがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第 9 条 国立大学法人は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式 5)を大臣に提出し、その承認を得なければならない。

(事業遅延の届出)

第 10 条 国立大学法人は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届(様式 6)を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第 11 条 大臣は必要があると認めるときは、国立大学法人に対し、補助事業の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告書)

- 第 12 条 国立大学法人は、補助事業を完了した場合若しくは廃止の承認があった場合には、補助事業が完了若しくは廃止の承認があった日から 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書(様式 7)を大臣に提出しなければならない。
- 2 国立大学法人は、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合(補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合)には、補助金の交付の決定を受けた会計年度の翌会計年度の 4 月 30 日までに年度終了実績報告書(様式 8)を大臣に提出しなければならない。
- 3 第 1 項及び第 2 項の場合において、実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 4 国立大学法人は、第 1 項又は第 2 項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 大臣は、前条第 1 項の規定による補助事業の完了若しくは廃止に係る

実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じた調査により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、国立大学法人に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、その時において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 大臣は、国立大学法人に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 国立大学法人は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式9)を大臣に提出しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金の支払は、原則として第13条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法(昭和22年法律第35号)第22条及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

- 2 国立大学法人は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書(様式10)を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第16条 大臣は、第9条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一

部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 国立大学法人が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件又は法令若しくはこの要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 国立大学法人が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 国立大学法人が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 補助金の交付の決定後生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 前項の規定により第5条の交付の決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第4項の規定を準用する。

(知的財産権の報告)

第17条 補助事業により得られた特許権その他の知的財産権を取得した場合には、国立大学法人は、速やかに知的財産権報告書(様式11)を大臣に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第18条 国立大学法人は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 大臣は、国立大学法人が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第19条 取得財産等のうち施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。

- 3 国立大学法人は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供しようとするときは、財産処分申請書（様式 12）もしくは財産処分報告書（様式 13）を大臣に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 4 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

（補助金の経理）

第 20 条 国立大学法人は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

（電磁的方法による提出）

第 21 条 国立大学法人は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電磁的方法による通知等）

第 22 条 大臣は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、国立大学法人が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は国立大学法人に到達確認を行うものとする。

附 則（4 文科高第 115 号 令和 4 年 5 月 6 日）

この要綱は、令和 4 年 5 月 6 日から施行する。

様式1 (第4条関係)

文 書 番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

(住 所) (法 人 名) (代表者名)	
--------------------------------	--

年度国立大学改革・研究基盤強化推進補助金 交付申請書

国立大学改革・研究基盤強化推進補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり国立大学改革・研究基盤強化推進補助金の交付を申請します。

事 業 名		
交 付 申 請 額	千円	
補助事業の目的・内容等	別紙のとおり	
補助事業の完了予定日	年 月 日	
事業推進担当者	氏 名	所 属・職 名
事業推進代表者		
事業推進責任者		
会計事務担当者名	所 属・職 名	連 絡 先
		電 話 番 号： e-mailアドレス：

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

補助事業に要する経費		
補助対象経費	金額(千円)	積算内訳
設備備品費		【設備備品費】
人件費		【雇用等経費】
事業推進費		【消耗品費】 【国内旅費】 【外国旅費】 【外国人等招へい旅費】 【諸謝金等】 【借料・損料】 【印刷製本費】 【通信運搬費】 【雑役務費】 【会議費】 【委託費】
合計		
補助事業の目的・必要性		
(全体)		
(本年度)		
本年度の補助事業実施計画		

年度国立大学改革・研究基盤強化推進補助金交付決定通知書

法人名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度国立大学改革・研究基盤強化推進補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

年 月 日

文部科学大臣

1. この補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとし、その内容は申請書類に記載のとおりとする。

事業名

2. 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助金の額 円

3. 補助金の確定額は、実際に補助事業に要した経費のうち補助金交付の対象となる経費額と補助金の交付決定額とのいずれか低い額とする。
4. 補助事業は、原則として補助金の交付決定を受けた年度の3月31日までに完了しなければならない。
5. 補助事業者は、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び国立大学改革・研究基盤強化推進補助金交付要綱（令和 年 月 日文部科学大臣決定）に従わなければならない。

【本件責任者等】

責任者
担当者
連絡先

文部科学大臣 殿

法人名
代表者 職名・氏名

年度国立大学改革・研究基盤強化推進補助金 交付申請取下げ書

年度国立大学改革・研究基盤強化推進補助金について、交付申請を取り下げたいので、国立大学改革・研究基盤強化推進補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 事業名
2. 取下げの理由

【本件責任者等】

責任者
担当者
連絡先

文部科学大臣 殿

法人名
代表者 職名・氏名

年度国立大学改革・研究基盤強化推進補助金
事業内容等変更承認申請書

年度国立大学改革・研究基盤強化推進補助金について、事業内容を変更したいので、国立大学改革・研究基盤強化推進補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 事業名
2. 交付決定額
3. 変更の内容
4. 変更の理由
5. その他

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

文部科学大臣 殿

法人名
代表者 職名・氏名

年度国立大学改革・研究基盤強化推進補助金に係る
事業の中止（廃止）承認申請書

年度国立大学改革・研究基盤強化推進補助金について、事業を中止（廃止）したいので、
国立大学改革・研究基盤強化推進補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 事業名
2. 本年度の補助対象経費使用状況
 - ①補助金交付決定額
 - ②支出済額
 - ③未使用額
3. 事業中止（廃止）の発生年月日及びその理由
4. 事業の中止（廃止）後講ずる措置
5. その他

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

文部科学大臣 殿

法人名
代表者 職名・氏名

年度国立大学改革・研究基盤強化推進補助金に係る事業遅延届

年度国立大学改革・研究基盤強化推進補助金に係る事業の遅延について、国立大学改革・研究基盤強化推進補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事業名
2. 補助事業の内容及び進捗状況
3. 遅延理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

【本件責任者等】

責任者
担当者
連絡先

様式7 (第12条第1項関係)

文 書 番 号 年 月 日					
文部科学大臣 殿					
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">(住 所)</td> <td rowspan="3" style="width: 300px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(法 人 名)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(代表者名)</td> </tr> </table>		(住 所)		(法 人 名)	(代表者名)
(住 所)					
(法 人 名)					
(代表者名)					
年度国立大学改革・研究基盤強化推進補助金 実績報告書					
事 業 名					
補 助 事 業 の 実 績	別紙のとおり				
補 助 対 象 経 費 の 内 訳	別紙費目別収支決算書のとおり				
補 助 事 業 実 施 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日				
事業推進担当者	氏 名	所 属・職 名			
事業推進代表者					
事業推進責任者					
会計事務担当者名	所 属・職 名	連 絡 先			
		電 話 番 号： e-mailアドレス：			

【本件責任者等】

責任者
担当者
連絡先

補助事業の実績	
補助事業に係る具体的な成果	

費 目 別 収 支 決 算 書

区分等	交付決定に係る補助対象経費の額等		補助事業に要した補助対象経費の額等		備 考
	金額 (千円)	積 算 内 訳	金額 (円)	支 出 内 訳	
補助対象経費					
設備備品費		【設備備品費】		【設備備品費】	
人件費		【雇用等経費】		【雇用等経費】	
事業推進費		【消耗品費】 【国内旅費】 【外国旅費】 【外国人等招へい旅費】 【諸謝金等】 【借料・損料】 【印刷製本費】 【通信運搬費】 【雑役務費】 【会議費】 【委託費】		【消耗品費】 【国内旅費】 【外国旅費】 【外国人等招へい旅費】 【諸謝金等】 【借料・損料】 【印刷製本費】 【通信運搬費】 【雑役務費】 【会議費】 【委託費】	
合 計					

文部科学大臣 殿

法人名
代表者 職名・氏名

国の会計年度終了に伴う 年度国立大学改革・研究基盤強化推進補助金実績報告書

年度国立大学改革・研究基盤強化推進補助金について、国の会計年度内に補助事業が完了していないため、国立大学改革・研究基盤強化推進補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事業名
2. 補助事業の年度末実績額
円（詳細別紙）
3. 補助事業の実施状況
4. 翌年度の事業計画

【本件責任者等】

責任者
担当者
連絡先

補助事業の年度末実績額詳細

(単位：円)

大項目	交付決定額	年度末 決算額①	既に支払い を受けた 合計額②	差額 ①－②	次年度 繰越額	実績の 明細
設備備品費						設備備品費
人件費						雇用等経費
事業推進費						委託費 消耗品費等
その他						
合計						

文部科学大臣 殿

法人名
代表者 職名・氏名

年度国立大学改革・研究基盤強化推進補助金に係る
消費税等仕入控除税額確定報告書

年度国立大学改革・研究基盤強化推進補助金について、国立大学改革・研究基盤強化推進補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事業名
2. 補助金の額（交付要綱第13条第1項による額の確定額） 円
3. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
4. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
5. 補助金返還相当額（上記4から3の額を差し引いた額） 円
（注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。

【本件責任者等】

責任者
担当者
連絡先

官署支出官
文部科学省大臣官房会計課長 殿

法人名
代表者 職名・氏名

年度国立大学改革・研究基盤強化推進補助金 補助金支払請求書

先に交付の決定の通知があった 年度国立大学改革・研究基盤強化推進補助金について、国立大学改革・研究基盤強化推進補助金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 事業名
2. 請求額

円

区 分	金 額
交付決定額	円
既受領額	円
今回請求額	円
残 額	円

【本件責任者等】

責任者
担当者
連絡先

（作成上の注意）

1. 「代表者 職名・氏名」は、交付決定通知書に記載された名称を記入してください。
2. 「交付決定額」には、交付決定通知書に記載された「補助金の額」を記入してください。
3. 「既受領額」には、本年度、既に振り込まれた補助金の合計額を記入してください。
4. 「今回請求額」の金額は、「請求額」と一致させてください。
5. 「残額」には、上記「交付決定額」から「既受領額」及び「今回請求額」を差し引いた金額を記入してください。

文部科学大臣 殿

法人名
代表者 職名・氏名

年度国立大学改革・研究基盤強化推進補助金に係る知的財産権報告書

年度国立大学改革・研究基盤強化推進補助金による事業で得られた成果に係る知的財産権について、国立大学改革・研究基盤強化推進補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事業名
2. 知的財産権の取得状況

知的財産権の内容	発明者等	権利者	知的財産権の種類、番号	出願年月日	取得年月日

3. 当該知的財産権の取得に係る補助金の交付状況
4. その他

【本件責任者等】
責任者
担当者
連絡先

様式 12 (第 19 条関係)

文 書 番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

法人名
代表者 職名・氏名

年度国立大学改革・研究基盤強化推進補助金により取得した△△△△に係る
財産処分について (財産処分申請書)

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 22 条に基づき、次のとおりの処分について承認を求めます。

【本件責任者等】

責任者
担当者
連絡先

法人名：
事業名：

1 処分の種類 (該当するものに○)

(転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 担保に供する処分 (抵当権の設定))

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③補助対象財産名	④所在地		
⑤補助対象財産種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯譲渡予定額 (譲渡の場合)				⑰処分予定年月日	
円					

3 経緯及び処分の理由

--

4 承認条件としての納付金 (有 無)

・→無の場合 (承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準) の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1)

2 地方公共団体以外の者 (1)→ (① ②ア ②イ ②ウ ②エ ③)

5 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面 (国庫補助対象部分、面積を明記したもの)、仕様書及び写真等
- ・国立大学改革・研究基盤強化推進補助金交付決定通知書及び額の確定通知書の写し (保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・国立大学の財務諸表及び抵当権設定後の返済計画 (担保に供する処分の場合)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「⑤補助対象財産種別」には、国立大学改革・研究基盤強化推進補助金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。
- (2) ⑥～⑧については、補助対象財産が施設である場合のみ記載し、「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設（定員○名）に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更。

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

学校法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処분을承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、「無」の場合においては、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。
- (2) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (3) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

様式 13 (第 19 条関係)

文 書 番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

法人名
代表者 職名・氏名

年度国立大学改革・研究基盤強化推進補助金により取得した△△△△に係る
財産処分の報告について (財産処分報告書)

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 22
条に基づき、次の処分について報告します。

【本件責任者等】

責任者
担当者
連絡先

法人名：
事業名：

1 処分の種類 (転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③補助対象財産名	④所在地		
⑤補助対象財産種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	

3 経緯及び処分の理由

--

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目 (番号を○で囲む。)

・地方公共団体 → (1)① (1)② (2)

・地方公共団体以外の者 → (2)

5 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面 (国庫補助対象部分、面積を明記したもの)、仕様書及び写真等
- ・国立大学改革・研究基盤強化推進補助金交付決定通知書及び額の確定通知書の写し (保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「⑤補助対象財産種別」には、国立大学改革・研究基盤強化推進補助金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。
- (2) ⑥～⑧については、補助対象財産が施設である場合のみ記載し、「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設（定員○名）に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更。

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

学校法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、「無」の場合においては、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。
- (2) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (3) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。